

---

プロジェクト **税効果会計**

項目 **本日の審議事項**

---

### 検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わる論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、第 5 回専門委員会（2014 年 6 月 18 日）以降、15 回にわたって審議を行っている。また、企業会計基準委員会では、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）以降、14 回にわたって審議を行っている。
2. 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）及び第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）からは、監査委員会報告第 66 号の会社分類に関する定めをベースに見直しを行うことで識別された課題を解決しうるか、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」）を示して、各 7 回の審議を行っている。
3. さらに、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会から、公開草案の公表に向けて、コメント募集の概要の審議を行っている。
4. 公開草案の公表に向けた主な論点は、繰延税金資産の回収可能性に関する開示（注記）及び適用時期等である。

### 本日の審議事項

5. 本日は、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会までに聞かれた意見を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性に関する開示（注記）及び適用時期について、下記の資料の審議を行う。
  - 開示（注記）に関する進め方の検討（審議事項(1)-2）
  - 適用時期等の検討（審議事項(1)-3）
6. また、公開草案を公表する際の意見の募集方法等を検討するとともに、適用指針の文案について、下記の資料の審議を行う。
  - コメント募集のための公開期間の検討（審議事項(1)-4）
  - コメント募集及び公開草案の概要（案）（審議事項(1)-5）
  - 適用指針案の文案の検討（審議事項(1)-6）

7. なお、前回の企業会計基準委員会及び第 18 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(1)-7に、第 19 回専門委員会で聞かれた意見は審議事項(1)-9に記載している。
8. また、前回の企業会計基準委員会及び第 18 回専門委員会の後に財務諸表作成者に対する意見聴取（アウトリーチ）を行っており、アウトリーチで聞かれた意見の概要は、審議事項(1)-8に記載している。

以 上